

登録事項等変更届出について

電気工事業を登録している業者の方は、下記の登録事項に変更があった場合には、変更届出書の届出が必要です。

記

1 変更事項

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 電気工事の種類
- (4) 法人の代表者
- (5) 法人の役員
- (6) 営業所の名称
- (7) 営業所の所在地
- (8) 主任電気工事士の氏名及び免状の種類
- (9) 営業所の新設・廃止 等

- 2 届出先 千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
千葉県庁中庁舎7階 千葉市中央区市場町1番1号
電話：043 - 223 - 2722
受付時間：午前9時～12時 午後1時～午後5時

千葉県庁は、土日祝日に事務の取扱を行っておりませんので注意してください。

3 注意事項

変更の届出にあたっては、それぞれ添付書類が必要ですので次ページの一覧表を参考にしてください。

また、上記(1)～(3)については、手数料が必要となります。

登録事項等変更届出書添付書類一覧表

変更する内容により下記のとおり必要書類が異なります。

変更事項 必要書類	1 氏名 又は 名称	2 住 所	3 営業 所の 名称	4 営業 所の 所在地	5 電気 工事 の種 類	6 主任 電気 工事 士 又は 工事 士資 格	7 法人 の代 表者 ・役 員	8 営業 所の 増設 ・廃 止	9 譲渡 承継	10 相続 承継	11 建設 業許 可取 得
登録事項等変更届出書（様式第11）	●	●	●	●	●	●	●	●			問い合わせください 別に説明あり 別に説明あり
手数料（千葉県収入証紙 2,200円）	●	●			●						
（個人の場合）戸籍抄本	◎										
（法人の場合）履歴事項全部証明書（登記事項証明書） ※6ヶ月以内に発行されたもの	◎	◎					●				
（個人の場合）住民票 ※		◎									
誓約書（登録の拒否要件に該当しない旨の誓約）						●	●	●			
主任電気工事士の雇用証明書						△		△			
主任電気工事士の電気工事士免状の写し ※第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。						●		●			
主任電気工事士の実務経験証明書						▲		▲			
承継届出書（様式第6）											
譲渡証明書（様式第8）											
相続証明書（様式第10）又は相続同意証明書（様式第9）											
被相続人の戸籍（除籍）謄本 （登録者の死亡及び法定相続人全てが確認できるもの）											
登録証	●	●			●						

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。

△は内容により不要ですので問い合わせください。

※ 千葉県内に住民票がある個人の場合は不要です。

（住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）

No. 1 (有)→(株)、(株)●●→(株)××等同一法人組織内での名称変更。

「法人設立」「事業の譲渡」の手続は、「譲渡承継」。「相続」は「相続承継」

No. 2 行政による住居表示も手続き必要。(◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付)

No. 6 同一人での資格(第二種→第一種)変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。

No. 8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。(建設業法とは定義が違います)
営業所を千葉県以外に設置する場合は、問い合わせください。

譲渡承継（一覧表No.9）

個人から法人へ組織の変更を行った場合は、下記により届出をしてください。

また、個人から個人、法人の合併等は、下記説明の「個人」を「前登録者」、「法人」を「新登録者」と読み替えて手続きをしてください。

記

1. 必要書類等

- (1) 登録事項等変更届出書（様式第11）
- (2) 登録電気工事業者承継届出書（様式第6）
- (3) 電気工事業譲渡証明書（様式第8）
- (4) 法人の登記簿謄本 1通
- (5) 誓約書
- (6) 登録電気工事業者登録証
- (7) 手数料 千葉県収入証紙 2,200円

※千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下1階売店にて販売しています。

2. 記入上の注意

(1) 登録事項等変更届出書（様式第11）

- ①届出者の「住所・氏名又は名称・代表者の氏名」欄は法人の内容で記入すること。
- ②「2変更事項の内容」の欄は、該当する項目のみ記入すること。
- ③「3変更の年月日」は、法人の設立（登記）年月日を記入すること。

(2) 登録電気工事業者承継届出書（様式第6）

- ①届出者の「住所・氏名又は名称・代表者の氏名」欄は法人の内容で記入すること。
- ②被承継者は「個人」、承継者は「法人」になります。
- ③「被承継者が登録を受けた……」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
- ④「承継者が登録を受けた……」の欄は、「登録なし」に○をする。

(3) 電気工事業譲渡証明書（様式第8）

- ①「譲り渡した者」には個人、「譲り受けた者」には法人の内容を記入すること。
- ②「1登録を受けた年月日及び登録番号」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
- ③「2営業所の名称及び……」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
- ④「3譲渡の年月日」は、法人の設立（登記）年月日を記入すること。

相 続 承 継 (一覧表No.10)

登録を受けた電気工事業者(個人登録の場合に限る。)の方が亡くなったことにより、その電気工事業を相続した場合は、下記により届出をしてください。

記

1. 必要書類等

- (1) 登録事項等変更届出書 (様式第 1 1)
- (2) 登録電気工事業者承継届出書 (様式第 6)
- (3) 登録電気工事業者相続同意証明書 (様式第9)

又は登録電気工事業者相続証明書 (様式第10)

※相続対象者が 1 人の場合は「様式第10」、複数の場合は「様式9」になります。

- (4) 戸籍 (除籍) 謄本 (登録者の死亡及び法定相続人全てが確認できるもの)
- (5) 相続人の住民票 1 通

(※千葉県内に住民票がある場合は不要です。

住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。)

- (6) 誓約書
- (7) 登録電気工事業者登録証
- (8) 手数料 千葉県収入証紙 2,200円

※千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下 1 階売店にて販売しています。

2. 記入上の注意

- (1) 登録事項等変更届出書 (様式第 1 1)

①届出者の「住所・氏名又は名称」欄は、相続人の内容で記入すること。

②「2 変更事項の内容」の欄は、該当する項目のみ記入すること。

③「3 変更の年月日」は、相続開始の年月日を記入すること。

- (2) 登録電気工事業者承継届出書 (様式第 6)

①届出者の「住所・氏名又は名称」欄は、相続人の内容で記入すること。

②被承継者は「従前の登録者」、承継者は「相続人」になります。

- (3) 電気工事業者相続同意証明書 (様式第 9) ・ 電気工事業者相続証明書 (様式第10)

①「証明者」は、

様式 9 の場合：選定相続人 (事業を相続する者) 以外の法定相続人全員が記名押印すること。

様式10の場合：相続人以外の 2 人以上が記名押印すること。

②「被相続人」とは、従前の登録者のことをいう。

③「相続開始の年月日」は、従前の登録者が亡くなった日とする。